

公 告

次のとおり**電力の供給**に係る条件付一般競争入札を執行するので、庄原市条件付一般競争入札実施要綱第6条の規定により公告する。

令和7年10月27日

庄原市長 八谷 恒介

記

1. 入札物件

市庁舎3施設で使用する電力の供給

供給期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

契約期間 契約締結の日から 令和9年3月31日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

※供給期間、契約期間は下記施設に共通である

<各施設の使用予定電力量・供給場所>

No	施設名	使用予定電力量(kWh)	供給場所
1	庄原市役所 東城支所庁舎	174,060	広島県庄原市東城町川東1175番地
2	庄原市役所 高野支所庁舎	72,380	広島県庄原市高野町新市1171番地1
3	庄原市役所 総領支所庁舎	61,400	広島県庄原市総領町下領家280番地

- ・本案件において設定している予定価格は、入札事後を含め非公表とする。
- ・本案件においては最低制限価格を設定しない。
- ・使用予定電力量は過去使用実績により算定した概算数値である。
- ・その他詳細事項は別紙「仕様書」、「電力使用量実績・使用予定電力量一覧表」のとおり。

2. 入札に参加できる者の条件

次の事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 令和6・7・8年度庄原市物品購入等入札参加資格において「電力供給」の登録を有する者
(申請書類の希望取扱品目一覧表において「電力供給」に印を付けられた申請者は、すべて「電力供給」に登録しています。)
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者
- (3) 過去5年以内において、高圧受電による1年間以上の電力供給の実績を有する者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
(次の①~⑦のとおり)
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - ③ 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ④ 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ⑤ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑥ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- ⑦ 前各号の 1 に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用者として使用した者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により、更正手続開始の申立てをしていない者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により、再生手続開始の申立てをしていない者

3. 入札の日程等

	日時等	注意事項
質疑書受付期限	令和 7 年 12 月 5 日(金) 17:00	質疑がある場合は様式第 2 号を用いて、左記の期限までに下記送付先まで件名を「市庁舎 3 施設で使用する電力の供給に係る入札への質疑」とし、電子メールにて質疑書を送付すること。 なお、質疑は順次受け付ける。 <送付先アドレス>keiyaku@city.shobara.lg.jp
質疑回答	質疑回答内容を作成した段階で順次行う	提出された質疑について、順次回答内容を庄原市ホームページ「入札・契約のページ」における本件の公告ページに掲載し、通知に代える。
入札書等提出期限	令和 7 年 12 月 10 日(水) 12:00	「4. 入札書等の提出方法」から「8. 入札保証金・契約保証金」に亘る事項を参照のこと。
開札日時等	令和 7 年 12 月 10 日(水) 13:00	落札者には本市から直接連絡する。 開札結果は庄原市ホームページに公表する。なおこの際、入札者名と入札価格(入札回数ごと)を公表する。

4. 入札書等の提出方法

上記「3. 入札の日程等」の「入札書等提出期限」に示す期限までに、下記に示す書類を一式とし、下記「提出先」に直接書類を提出するか、郵送等すること。なお、郵送等する場合は、申請期限までに必着とし、送付前に公告文書末に示す入札担当部署へ電子メールか電話にて連絡すること。

また、本市における電力供給入札案件の入札書を同日に 2 案件分以上提出する場合は、2 案件分以上の書類を 1 つの封筒に入れて提出しても差し支えないとする。

申請期限を過ぎて到達した書類は、いかなる事由があっても受理しない。

<提出書類一覧>

- ① 入札書(様式第 3 号)及び入札付属書(様式第 4 号)
 - …「5. 入札書の作成方法」を参照し作成してください
- ② 委任状(様式第 5 号)
 - …代理人が入札書を持参にて提出する場合のみに必要とします
- ③ 電気事業法第 2 条の 4 第 2 項の規定による小売電気事業登録実施の通知の写し
 - …本書面は、「2. 入札に参加できる者の条件」の(2)に示す条件を満たしているかどうかの確認に用います
- ④ 過去 5 年以内において、高圧受電による 1 年間以上の電力供給を行った実績を証する書類
 - …本書面は、「2. 入札に参加できる者の条件」の(3)に示す条件を満たしているかどうかの確認に用います
 - …書類は契約書の写し等とし、契約内容(単価、契約期間)がすべて分かるようにしてください(当該契約内容が判別できれば、契約書のすべてのページの写しを用意する必要はありません)
 - …契約先、供給期間における契約電力・使用電力量等は問いません

<提出書類の封入方法等>

書類①、②については、「5. 入札書の作成方法－(7)入札書の封入方法」に示しているとおりに封筒に封入すること。

書類③、④については、「5. 入札書の作成方法－(7)入札書の封入方法」に示している外封筒に直接入れ、本市における電力供給入札案件の入札書を同日に2案件分以上提出する場合は、1セットのみの提出で構わない。

<提出先>

庄原市役所 総務部 管財課 契約係(本庁舎3階)

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

tel:0824-73-1203(直通) fax:0824-72-3322

5. 入札書の作成方法

(1)入札書の様式

入札書は様式第3号を用いて作成すること。

(2)代理人が入札書を持参する場合の取り扱い

この場合、委任状(様式第5号)を提出する必要があるが、入札書には入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、その代理人が押印すること。

(3)提出された入札書の取り扱い

一度本市に提出した入札書(郵便にて本市に到着したものを含む。)において、入札価格の訂正是認めない。

(4)入札価格における消費税及び地方消費税の取り扱いについて

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法

入札参加者は、一切の諸経費を含めた金額を入札すること。

入札書には、契約電力に対する単価(仕様書に記載する標準力率での単価)及び使用電力量に対する単価を記載した入札付属書(様式第4号)を添付すること。

なお、時間帯別に異なる使用電力量単価を使用する場合等、様式第4号では記入内容が不足する場合は、独自の様式にてこれを作成し、入札付属書とすること。この場合も、下記に示す端数処理方法等を適用し書面を作成すること。

また、これらの単価に含めることができないような割引等を行う場合には、別に項目を作成し記載すること。(これらの項目も、契約電力に対する単価等と同様に、月ごとに記載すること。)

入札付属書に記載する「基本料金単価」、「電力量料金単価」、「契約期間合計金額」は、消費税及び地方消費税を含むものとし、「予定総額」は、「契約期間合計金額」の110分の100に相当する金額とすること。

入札付属書における価格の算定方法、1円未満の端数処理方法については、次のとおりとする。

- ① 「契約電力に対する単価」及び「使用電力量に対する単価」は、1円未満の端数を含めるこ

とができる。

- ② 「契約電力に対する単価」と契約電力等によって算定される月ごとの基本料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定する。
- ③ 「使用電力量に対する単価」と使用予定電力量等によって算定される月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定する。
- ④ 上記②と③を合計して得られた月ごとの合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定する。
- ⑤ 「予定総額」について1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定する。

(6) 燃料費調整額等の取り扱い

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額(以下「燃料費等調整額」。)並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札価格に含めないこと。

なお、燃料費等調整額については、契約書(案)に示しているとおり、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。

(7) 入札書の封入方法

本件の入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を作成し、入札回数別に封筒へ入れて封印すること。なおこの際、2回目の入札を行う場合は1回目の入札価格より金額を低くし、3回目の入札を行う場合は2回目の入札価格より金額を低くすること。(1回目のみの入札、1・2回目のみの入札も可とする。)

その封筒の表面に入札者の商号(名称)、入札施設名、入札回数を記載し、これらの封筒(内封筒)を別の1つの封筒(外封筒)に入れて二重封筒とし、表面に「市庁舎3施設で使用する電力の供給に係る入札書在中」と記載し、封印すること。なお委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。

なお、本市における電力供給入札案件の入札書を同日に2案件分以上提出する場合は、2案件分以上の内封筒を1つの外封筒に入れて提出しても差し支えないこととする。この場合、外封筒には内封している内封筒分すべての入札名称を記載すること。

6. 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- ① 入札参加資格を有さない者が入札したとき。
- ② 入札書記載金額と入札付属書の「予定総額」が一致していないとき。
- ③ 入札付属書の積算内容に誤りがあるとき。
- ④ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- ⑤ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- ⑥ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- ⑦ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正行為があったとき。
- ⑧ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑨ 入札価格が訂正されているとき。
- ⑩ 再度の入札における入札価格が、前回の入札額と同額であるとき

7. 開札・落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件は、供給期間において本市が設定した使用電力量における電力供給価格の総価において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同価格の入札がある場合

落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。なお、くじ引きに出席しない又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行に係る本市職員がその者の代わりにくじを引くものとする。

(3) 再度入札

再度入札は2回までとする。(初回の入札を含めると3回。)

入札第1回目にて全者の入札額が予定価格を超過した場合は第2回目の入札に移行し、第2回目の入札でも全者の入札額が予定価格を超過した場合は、第3回目の入札に移行する。

(4) 入札・開札の中止

入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止するものとする。

8. 入札保証金・契約保証金…免除する

9. 契約書の内容等

契約書の具体内容については、別紙「契約書(案)」を参照すること。

契約は、入札付属書に記載された基本料金及び電力量料金の単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。この場合、落札者の示す電気料金体系等が「契約書(案)」と異なる場合は、契約書を落札者の料金体系等に合わせ、作成するものとする。

また、契約書(案)の第2条第1項ただし書きに記しているとおり、本件の供給期間中において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、発注者は当該変更後の税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとする。(変更契約は行わない。)

10. 電気料金の支払い

(1) 電気料金の支払い手段について

本件の落札者の区分により、下記のとおりとする。

① 本施設の電気料金の支払いについて、既に庄原市施設の電気料金支払いにおいて「データ伝送による口座振替サービス」を適用している事業者が、現在本サービスの適用している施設を落札した場合

→「データ伝送による口座振替サービス」により毎月の電気料金の支払いを行う。

② 上記以外の場合

→落札者より振込書を受領し、毎月振込の手段により電気料金の支払いを行う。

なお、落札者がインターネットを介して電力の使用状況を照会するシステムを有している場合は、契約締結時にその利用方法等について本市に知らせること。このシステムを有していない場合は、毎月において電気料金の請求を行う前に請求書の速報版(PDFファイル等)を電子メールにより下記のアドレスに対して送信すること。

(送信先アドレス : keiyaku@city.shobara.lg.jp)

(2) 電気料金請求書等の送付先について

本件では2以上の施設を入札に付すが、落札者は下記3つの区分に分けて電気料金請求書等

を本市へ送付すること。また、請求時に請求書の速報版を電子メールにより送信すること。なお各送付先の所在地等具体的な事項は、契約締結後において落札者に通知する。

<送付先の区分>

- 送付先 1…庄原市役所 東城支所庁舎分
- 送付先 2…庄原市役所 高野支所庁舎分
- 送付先 3…庄原市役所 総領支所庁舎分

1.1. その他

- (1)本件入札は庄原市契約規則及び庄原市条件付一般競争入札実施要綱の規定による。
- (2)本件は地方自治法第 234 条の 3に基づく長期継続契約に基づくものであり、本件に係る令和 8 年度の予算が減額又は削除された場合には、本件入札に伴い締結した契約は解約するものとする。

入札に関する問合せ先：庄原市 総務部 管財課 契約係

tel:0824-73-1203(直通) fax:0824-72-3322
e-mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

仕様書（庄原市役所 東城支所庁舎）

区分	内容
需要場所等	広島県庄原市東城町川東1175番地
業種及び用途	事務所
供給電気方式	交流3相3線式
受電電圧	6,600V
標準電圧	6,000V
標準周波数	60Hz
受電方式	1回線受電
契約電力	153 kW ※ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、 いずれか大きい値とする。)
標準力率	100%
使用予定電力量	174,060 kWh
使用期間	令和8年4月1日 0:00 から 令和9年3月31日 24:00 まで
検針方法	自動検針
電力量計 (自動検針装置)	中国電力株式会社の仕様による電力需給用複合機（通信機能付）
需給地点	庄原市が設置した開閉器の電源側接続点
保安責任分界点	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電力の確保	電力供給側の事故や災害により、庄原市役所 東城支所庁舎への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないようにすること。
電気料金の支払者	本施設は庄原市の直営施設であり、庄原市が電気料金の支払いを行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達装置に係る経費については、事業者の負担とする。 ・その他必要な事項については、中国電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款による。 ・質疑回答内容については、仕様書の追補とみなす。

仕様書（庄原市役所 高野支所庁舎）

区分	内容
需要場所等	広島県庄原市高野町新市1171番地1
業種及び用途	事務所
供給電気方式	交流3相3線式
受電電圧	6,600V
標準電圧	6,000V
標準周波数	60Hz
受電方式	1回線受電
契約電力	84 kW ※ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、 いずれか大きい値とする。)
標準力率	100%
使用予定電力量	72,380 kWh
使用期間	令和8年4月1日 0:00 から 令和9年3月31日 24:00 まで
検針方法	自動検針
電力量計 (自動検針装置)	中国電力株式会社の仕様による電力需給用複合機（通信機能付）
需給地点	庄原市が設置した開閉器の電源側接続点
保安責任分界点	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電力の確保	電力供給側の事故や災害により、庄原市役所 高野支所庁舎への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないようにすること。
電気料金の支払者	本施設は庄原市の直営施設であり、庄原市が電気料金の支払いを行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達装置に係る経費については、事業者の負担とする。 ・その他必要な事項については、中国電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款による。 ・質疑回答内容については、仕様書の追補とみなす。

仕様書（庄原市役所 総領支所庁舎）

区分	内容
需要場所等	広島県庄原市総領町下領家280番地1
業種及び用途	事務所
供給電気方式	交流3相3線式
受電電圧	6,600V
標準電圧	6,000V
標準周波数	60Hz
受電方式	1回線受電
契約電力	53kW ※ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
標準力率	100%
使用予定電力量	61,400kWh
使用期間	令和8年4月1日0:00から 令和9年3月31日24:00まで
検針方法	自動検針
電力量計 (自動検針装置)	中国電力株式会社の仕様による電力需給用複合機(通信機能付)
需給地点	庄原市が設置した開閉器の電源側接続点
保安責任分界点	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電力の確保	電力供給側の事故や災害により、庄原市役所 総領支所庁舎への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないようにすること。
電気料金の支払者	本施設は庄原市の直営施設であり、庄原市が電気料金の支払いを行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達装置に係る経費については、事業者の負担とする。 ・その他必要な事項については、中国電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款による。 ・質疑回答内容については、仕様書の追補とみなす。

電力使用量実績・使用予定電力量一覧表

施設名 庄原市役所東城支所庁舎

1. 過去における電力使用量実績

年	月	使用電力量 (kWh)	最大需要電力 (kW)	力率
R6	9	13,111	75	100%
	10	9,898	35	100%
	11	12,002	63	100%
	12	17,768	153	100%
R7	1	19,721	118	100%
	2	22,496	133	100%
	3	17,348	101	100%
	4	11,317	58	100%
	5	8,743	32	100%
	6	11,024	59	100%
	7	16,165	71	100%
	8	14,462	71	100%

2. 供給契約期間における使用予定電力量等

年	月	使用予定電力量 (kWh)	力率
R8	4	11,320	100%
	5	8,740	100%
	6	11,020	100%
	7	16,170	100%
	8	14,460	100%
	9	13,110	100%
	10	9,900	100%
	11	12,000	100%
	12	17,770	100%
	1	19,720	100%
	2	22,500	100%
	3	17,350	100%
合計		174,060	

電力使用量実績・使用予定電力量一覧表

施設名 庄原市役所高野支所庁舎

1. 過去における電力使用量実績

年	月	使用電力量 (kWh)	最大需要電力 (kW)	力率
R6	9	4,274	20	100%
	10	4,337	17	100%
	11	5,744	30	100%
	12	7,771	44	100%
R7	1	8,594	47	100%
	2	9,615	84	100%
	3	7,980	50	100%
	4	5,808	31	100%
	5	4,181	19	100%
	6	3,807	14	100%
	7	5,420	22	100%
	8	4,851	19	100%

2. 供給契約期間における使用予定電力量等

年	月	使用予定電力量 (kWh)	力率
R8	4	5,810	100%
	5	4,180	100%
	6	3,810	100%
	7	5,420	100%
	8	4,850	100%
	9	4,270	100%
	10	4,340	100%
	11	5,740	100%
	12	7,770	100%
R9	1	8,590	100%
	2	9,620	100%
	3	7,980	100%
合計		72,380	

電力使用量実績・使用予定電力量一覧表

施設名 庄原市役所総領支所庁舎

1. 過去における電力使用量実績

年	月	使用電力量 (kWh)	最大需要電力 (kW)	力率
R6	9	4,673	32	100%
	10	3,652	20	100%
	11	3,433	26	100%
	12	6,028	35	100%
R7	1	6,372	37	100%
	2	7,871	53	100%
	3	5,954	45	100%
	4	4,211	38	100%
	5	2,919	13	100%
	6	3,536	29	100%
	7	7,444	33	100%
	8	5,320	34	100%

2. 供給契約期間における使用予定電力量等

年	月	使用予定電力量 (kWh)	力率
R8	4	4,210	100%
	5	2,920	100%
	6	3,540	100%
	7	7,440	100%
	8	5,320	100%
	9	4,670	100%
	10	3,650	100%
	11	3,430	100%
	12	6,030	100%
	1	6,370	100%
	2	7,870	100%
	3	5,950	100%
合計		61,400	